

宿泊型自立訓練

令和元年10月報酬単価

生活訓練サービス費（Ⅲ）	利用期間が2年以内の場合	270 単位
	利用期間が2年を超える場合	163 単位
生活訓練サービス費（Ⅳ）	利用期間が3年以内の場合	270 単位
	利用期間が3年を超える場合	163 単位

旧単価

生活訓練サービス費（Ⅲ）	利用期間が2年以内の場合	268 単位
	利用期間が2年を超える場合	162 単位
生活訓練サービス費（Ⅳ）	利用期間が3年以内の場合	268 単位
	利用期間が3年を超える場合	162 単位

宿泊型自立訓練

令和元年10月報酬単価

定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
自立訓練計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	7 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	4 単位
地域移行支援体制強化加算	55 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
日中支援加算	270 単位
通勤者生活支援加算	18 単位

旧単価

定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
自立訓練計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	7 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	4 単位
地域移行支援体制強化加算	55 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
日中支援加算	270 単位
通勤者生活支援加算	18 単位

宿泊型自立訓練

令和元年10月報酬単価

入院時支援特別加算	
入院期間が3日以上7日未満	561 単位
入院期間が7日以上	1122 単位
帰宅時支援加算	
外泊期間が3日以上7日未満	187 単位
外泊期間が7日以上	374 単位
長期入院時支援特別加算	76 単位
長期帰宅時支援加算	25 単位
地域移行加算	500 単位
地域生活移行個別支援特別加算	670 単位
精神障害者地域移行特別加算	300 単位
強度高度障害者地域移行特別加算	300 単位
食事提供体制加算（I）	48 単位

旧単価

入院時支援特別加算	
入院期間が3日以上7日未満	561 単位
入院期間が7日以上	1122 単位
帰宅時支援加算	
外泊期間が3日以上7日未満	187 単位
外泊期間が7日以上	374 単位
長期入院時支援特別加算	76 単位
長期帰宅時支援加算	25 単位
地域移行加算	500 単位
地域生活移行個別支援特別加算	670 単位
精神障害者地域移行特別加算	300 単位
強度高度障害者地域移行特別加算	300 単位
食事提供体制加算（I）	48 単位

宿泊型自立訓練

令和元年10月報酬単価

夜間支援等体制加算（Ⅰ）	
夜間支援対象利用者3人以下	448 単位
夜間支援対象利用者4人以上6人以下	269 単位
夜間支援対象利用者7人以上9人以下	168 単位
夜間支援対象利用者10人以上12人以下	122 単位
夜間支援対象利用者13人以上15人以下	96 単位
夜間支援対象利用者16人以上18人以下	79 単位
夜間支援対象利用者19人以上21人以下	67 単位
夜間支援対象利用者22人以上24人以下	58 単位
夜間支援対象利用者25人以上27人以下	52 単位
夜間支援対象利用者28人以上30人以下	46 単位
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	
夜間支援対象利用者3人以下	149 単位
夜間支援対象利用者4人以上6人以下	90 単位
夜間支援対象利用者7人以上9人以下	56 単位
夜間支援対象利用者10人以上12人以下	41 単位
夜間支援対象利用者13人以上15人以下	32 単位
夜間支援対象利用者16人以上18人以下	26 単位
夜間支援対象利用者19人以上21人以下	22 単位
夜間支援対象利用者22人以上24人以下	19 単位
夜間支援対象利用者25人以上27人以下	17 単位
夜間支援対象利用者28人以上30人以下	15 単位
夜間支援体制加算（Ⅲ）	10 単位

旧単価

夜間支援等体制加算（Ⅰ）	
夜間支援対象利用者3人以下	448 単位
夜間支援対象利用者4人以上6人以下	269 単位
夜間支援対象利用者7人以上9人以下	168 単位
夜間支援対象利用者10人以上12人以下	122 単位
夜間支援対象利用者13人以上15人以下	96 単位
夜間支援対象利用者16人以上18人以下	79 単位
夜間支援対象利用者19人以上21人以下	67 単位
夜間支援対象利用者22人以上24人以下	58 単位
夜間支援対象利用者25人以上27人以下	52 単位
夜間支援対象利用者28人以上30人以下	46 単位
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	
夜間支援対象利用者3人以下	149 単位
夜間支援対象利用者4人以上6人以下	90 単位
夜間支援対象利用者7人以上9人以下	56 単位
夜間支援対象利用者10人以上12人以下	41 単位
夜間支援対象利用者13人以上15人以下	32 単位
夜間支援対象利用者16人以上18人以下	26 単位
夜間支援対象利用者19人以上21人以下	22 単位
夜間支援対象利用者22人以上24人以下	19 単位
夜間支援対象利用者25人以上27人以下	17 単位
夜間支援対象利用者28人以上30人以下	15 単位
夜間支援体制加算（Ⅲ）	10 単位

宿泊型自立訓練

令和元年10月報酬単価

看護職員配置加算(Ⅱ)	13 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3.9 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.4 %	新設

旧単価

看護職員配置加算(Ⅱ)	13 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %